

山口省藏が訊く

金融業界の課題を読み解く

熱い!! 金融対談

第2回 事業承継法の実務（後編）

鈴木龍介（ゲスト）×山口省藏（聞き手）

テーマと概要

本連載は、金融業界における課題をテーマに、「熱い金融マシン協会」を主催する山口省藏氏による識者との対談をお伝えするものである。

第2回は、前回に引き続き、司法書士・行政書士の鈴木龍介氏との事業承継法に関する中小企業の支援実務についての対談をお伝えする。前編では、会社法関係、民法・相続関係を取り上げた。今回の後編では、民法・契約関係、税法他を取り上げる。

約書を作ったほうがいいのですか？

鈴木 まず、契約の当事者以外の者、例えば、税務署からみた元のオーナーが突然「やつぱりやめた」と言い出せば、撤回できます。

山口 なるほど。旧経営者が高齢のために記憶が曖昧になつてしまつて、「おまえに譲った覚えはない」とか言い出しても、面倒な話になりますね。親しき仲でも、重要な財産を承継する場合は、契約書を作るべきですね。

●経営者保証が事業承継の阻害要因になる？

●1人息子に承継する場合でも契約書が必要か？

山口 事業承継と契約についてですが、1人しかいない息子さんが、事業を承継するということが、『親子間でわざわざ株式の譲渡に関する契約書など作らずともいいではないか』と思つたりします。それでも契

山口 次に、保証について取り上げたいと思います。経営者保証が事業承継の阻害要因となつていることが問題視され、「経営者保証に関するガイドライン」にも、事業承継時における配慮が明記されました。

金融機関が当たり前のように後継者から経営者保証を取る

金融機関の課題を読み解く 熱い!! 金融対談



●鈴木龍介：司法書士法人鈴木事務所
代表社員

例、特に、旧経営者と後継者の二重保証を取る例は、以前より、かなり少なくなっていると思います。

ことを条件に、保証を外すという例もあります。

山口 後の例は、中小企業のガバナンスの足りない部分を債権者として補いながら、事業承継

のガバナンス体制の整備に応じて、経営者保証を求めないとする動きがあります。金融機関から、従来の貸出金利を維持してくれるのであれば、後継者からの経営者保証を求めない、といつた提案があるケースもあります。そんなに多くはないですが、ABLなどを活用して、金融機関がモニタリングを強める

の阻害要因となる経営者保証を求めるようとする、といった取組みですよね。それができている金融機関は立派だと思います。そうした動きの一方で、今まで、経営者保証を求められることが多いと思います。鈴木先生は、そういったクライアントにも、

何かアドバイスはするのですか？

●事業承継後に連帯保証
が発覚！

山口 鈴木先生のクライアントで、保証に関する問題が生じた事例には、どのようなものがありますか？

鈴木 お父さんが友人の会社の借入の保証をしていたのですが、そのお父さんが亡くなつて、保証債務の存在には気づかないまま相続して数年後、金融機関から保証債務の履行を求められたケースがありました。

山口 保証人の相続発生時に、金融機関は、相続人に「保証債

務がありますよ」と、教えてくれないものですか？

契約の当事者が替わるわけですから、契約を書き直すことになるのではないか？

鈴木 金融機関も経営者本人が亡くなつた場合、相続人には対応していると思います。しかし、第三者保証人で、かつ、自行で相続関係事務が発生していないような場合、金融機関も保証人が相続が発生していることに気がつかないのでないでしょ？ 債務が返済されている間は、保証人のことなど気にしないでしよう。そしてまた、保証人自身も、例えば、契約後10年間にわたつて債務が順調に返済されていたら、自分が保証をしていたこと自体を忘れてしまふ、ということもあります。返済が滞つたところで、保証契約をみて、契約者が亡くなつていることに気がついて、相続人に連絡を取ることだと思います。保証の場合は、「みえない」というのが問題です。



●事業承継の実務について熱い対談が行われた

くのは難しいと思いません。

そして、ある日突然、金融機関が「お金を返してください」とやってくる。「父親が生きていた頃にかけられた呪いが、何年か経つて自分で発動した」というような話ですね。保証つて本当に怖いですね。

「なんだ」って怒りますよね。

鈴木 そういうことを踏まえ、事業承継時の二重保証は避けるべきです。経営者保証に関するガイドラインでも、二重保証は原則禁止になります。

山口 後継者が役職員として会社で働いていた場合、自分ががんばって企業価値を上げたとすると、後々、自分が払う贈与税や相続税が増える、ということですね。健全な企業価値の向上には、逆のインセンティブになりますね。

●税金を払う余裕を残すことも忘れずに

山口 税法の影響から、円滑な事業承継が阻害されるケースには、どういったパターンがありますか？

鈴木 また、新旧経営者で二重保証をしている場合の問題ですが、旧経営者が亡くなつた場合は、後継者以外の相続人にも、法定相続割合に応じて保証債務の相続が生じてしまいます。

山口 金融機関では、今は、第三者保証を取らなくなっていると思いますが、古い契約はそのまま残っているのでしょうか。

山口 事業を承継していなかった弟は、「兄貴が会社を継いだのうくて契約書も残されていなければ、相続人が保証の存在に気づ

山口 事業を承継していない兄弟は、「兄貴が会社を継いだのに、どうして俺たちが会社の借金の面倒をみなければいけない

鈴木 自社の株式を承継する方法には、売買、贈与、相続といつたものがあります。贈与や相続によって承継する場合は、後継者に税金がかかります。中小企業の株式は換価がしにくいで、税法では価値が評価され、それに応じた税額になります。後継者に税金を払うためのキャッシュがないと、事業承継はできない、ということになり

ます。このため、自社株の価値を下げるための工夫が検討されたりもします。

山口 後継者が役職員として会社で働いていた場合、自分ががんばって企業価値を上げたとすると、後々、自分が払う贈与税や相続税が増える、ということですね。健全な企業価値の向上には、逆のインセンティブになりますね。

鈴木 私の親族の事業承継での税理士さんからのアドバイスを聞くと、後継者への株式の譲渡価格は可能な範囲で低く抑える一方で、現経営者が自ら築いた企業価値に応じたキャッシュを獲得したければ、退職金の形で出すほうがトータルとしての所得税は低く抑えられるということで、それだと、「事業を承継する場合は、企業価値に見合った価格で買ってもらうよりも、内部留保を吐き出してしまおうがいい」という話ですから、「中小企業の内部留保はいつまで経つても増えないな」と思つ

て聞いていました。

鈴木 税金を払わなければ、企業は強くなれませんね。

山口 事業承継税制は、以前はあまり使われていなかつたようですが。改正されて、使い勝手がよくなつたようですね。

鈴木 事業承継税制は、自社株式を現経営者から後継者に相続または贈与する場合に、相続税・贈与税を猶予・免除するというものです。従来は、発行済決議株式総数の3分の2までしか対象にならなかつたのが、全株式が対象になりました。また、納税猶予後に雇用を維持する（5年平均で80%維持）といった要件もなくなりました。これらの改正によつて、利用数は増えています。ただ、2027年までの时限措置なので、10年後に使おうと思つても使えないですね。

金融機関の課題を読み解く
熱い!! 金融対談

鈴木 親族から「遺言を書いて」とかは言いにくいものです。普段からアドバイスをしている我々のような士業や金融機関から、事業承継の準備をしていいと、どのようなことになるのかを説明するのがいいと思います。それも、どちらか一方では

●早めの準備と事業との連携のススメ

なく、両方からあれば、「そう言えば、○○銀行の人からも言わされました」という感じで、聞く耳を持つてもらいます。

が出るには時間がかかります。金融機関には、顧客本位の人事慣行を考えてほしいと思います。

山口 会社の株式を何年間かにわたつて分割して贈与をすれば、事業承継税制を使わずとも、節税が可能ですよね。

事業承継では、取り得る選択肢が多くなるという点からも、なるべく早く準備を始めたほうがいいと思います。

しかし、経営者本人は、高齢になつても、なかなかそういうことを考えたがりません。経営者に早めに事業承継について準備をしてもらうために、どのように働きかけたらいいと思ひますか？

山口 事業承継に限らず、事業の方と金融機関の担当者は、連携して事業者支援をしたほうがいいと思います。ただ、どちらも企業側から別々にお願いをされている立場なので、一緒に話し合う機会はあまり持てないですよね。

鈴木 私の場合は、クライアント企業の税理士の方とは、連携してセットで対応することを心掛けっています。金融機関でも、担当者によつては、そつたことに熱心な方もいます。ただ、2~3年で異動になられるので、なかなか続かないですね。事業承継等への準備にはかなりの期間がかかるので、10年くらい担当を固定してもらえるといいのですが。

山口 事業者支援全般に、成果

プロフィール

(ゲスト)

書士法人鈴木事務所を設立。司法書士

法人鈴木事務所 代表社員。司法書士

行政書士。株主総会事務、M&A等事

業再編、企業再生を中心とする企業法

務やABLスキームによる動産・債権

担保等の登記・法務手続に精通する。

業務再編、企業再生を中心とする企業法

務やABLスキームによる動産・債権

担保等の登記・法務手続に精通する。

講演・執筆活動に積極的に取り組んで

いる。

(聞き手)
やまぐち・しようぞう ●1987年日本銀行入行後、金融機関の考查・モニタリング部署を中心に担当し、金融高度化センター副センター長を経て、18年に株式会社金融経営研究所を設立。金融を通じた社会の発展を目的に「熱い金融マン協会」を運営。